

2023 恵那市プレミアム付電子商品券発行等業務委託  
受託候補者選定プロポーザル応募要領

1 目的

恵那市内の消費喚起、デジタルの力を活用した地域経済の活性化及びキャッシュレス決済の普及等を図るため恵那市商品券事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が「恵那市プレミアム付商品券事業」を行う。受託候補者は、価格による競争でなく、企画力、技術力、実績等を総合的に勘案する公募型プロポーザルにより審査し選定する。本要領は、係る審査に必要な事項を定める。

2 指名基準

指名基準は、事業者自らが積極的に実行委員会に働きかけ、事業提案又は令和5年度予算要求に係る見積書を提出した者とする。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(3) 委託金額の上限額

88,060 千円（消費税及び地方消費税込み）

内訳

ア 事業費 60,000 千円 事業費はプレミアム分とし、実績に応じ支出するものとする。

イ 事務費 28,060 千円 事務費のうち、販売手数料、換金手数料など、契約時に金額が確定しない経費は、実績に応じ支出するものとする。

4 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 恵那市入札参加資格停止要綱（平成16年10月25日告示第9号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (2) 納付すべき国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（事業税及び法人市民税）に滞納がないこと。
- (3) 経営不振の状態（民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て、会社更生法（昭和27年法律第127号）に基づく更生手続きがなされた状態にないこと。
- (4) 恵那市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月1日告示第1号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体及びこれに類する団体でないこと。

- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体及びこれに類する団体でないこと。
- (7) 複数の事業者の連合体による申請も可とする。その場合、すべての事業者が前6項目の要件を満たしていること。
- (8) 平成28年度以降、国または地方公共団体その他これに準ずる団体から類似業務を受託した実績を有すること。

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

	提出書類	部 数	留意事項
1	プロポーザル参加申込書 (様式1)	1部	—
2	事業者概要(様式2)	1部	複数事業者連合体での申し込みの場合は、参加するすべての事業者分を提出すること。
3	業務実績表(様式3)	正本1部 副本11部	—
4	企画提案書・鑑(様式4) *別紙1及び別紙2	正本1部 副本11部	別紙1及び別紙2は、必要に応じて、それぞれA4用紙片面1枚を追加提出できる。 <b>※併せてプレゼンテーション 審査時資料を提出すること。</b>
5	業務実施体制(様式5)	正本1部 副本11部	総括責任者及び業務責任者の業務に関連した経歴も記入すること。
6	見積書・鑑(様式6)	正本1部 副本11部	プレミアム分等(単価契約部分)が区別できるようにすること。
7	誓約書(様式7)	正本1部 副本11部	—
8	質問票(様式8)	1部	1問ごとに質問票を作成すること。

### (2) 提出方法及び提出期限

#### ア 提出方法

持参又は郵送

#### イ 提出期限

・参加申込書等

3月29日(水) 17:15まで

・企画提案書

4月3日(月) 17:15まで

(3) 提出場所

恵那市役所 商工観光部 商工課内

恵那市商品券事業実行委員会事務局 担当：大宮

509-7292

岐阜県恵那市長島町正家 1-1-1

6 質問

(1) 質問方法

本要項に関して質問がある場合は、質問受付期間内に質問票（様式8）を作成し、電子メールで提出すること。なお、電子メール以外による質問は認めない。

(2) 質問期限

令和5年3月17日（金）17時15分まで

(3) 質問送付先の電子メールアドレス [kenji\\_oomiya@city.ena.lg.jp](mailto:kenji_oomiya@city.ena.lg.jp)

※ccに [business@city.ena.lg.jp](mailto:business@city.ena.lg.jp) を追加すること。

電子メール送信の際は、件名及びファイル名は【(事業者名) 電子商品券 プロポ質問】とすること。

(4) 回答方法

質問者名を伏せ、質問内容及び回答を指名者に電子メールにて送付する。

7 スケジュール

1	3月10日（金）（予定）	企画提案書等の提出及び質問の受付開始
2	3月17日（金）17:15 まで	質問受付期限
3	3月24日（金）	質問への回答
4	3月29日（水）17:15 まで	参加申込書等受付締切
5	4月3日（月）17:15 まで	企画提案書受付締切
6	4月7日（金）	プレゼンテーション審査
7	4月10日（月）	審査結果通知

8 審査

(1) 審査方法

審査方法は、プロポーザル方式を採用しプレゼンテーション審査により審査委員会（審査委員会は、実行委員会をもって充て、審査委員は、実行委員会委員をもって充てるものとする。）が行う。応募者が6者以上あった場合は、書類審査を行い、上位5者に対してプレゼンテーション審査を行う。応募者が1者の場合は、審査委員会が本業務を遂行できる事業者であるかを総合的に判断した上で選定を行う。なお、書類審査を行った場合、書類審査の点数はプレゼンテーション

審査に引き継がないものとする。

書類審査及びプレゼンテーション審査は非公開で行い、審査結果及び審査内容に関する質疑及び異議申し立ては受け付けない。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、企画提案書（様式4及び別紙1及び別紙2）の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に答える形式で実施する。説明者は3名以内とし、統括責任者の出席を必須とする。所要時間は、準備時間を含めて30分程度（説明20分、質疑応答ほか10分）とする。

(3) 選定

プレゼンテーション審査の結果、最も点数の高い者を受託候補者として選定する。最も高い点数の者が2者以上になった場合は、審査委員長が受託候補者を決定する。

(4) 結果通知

書類審査（6者以上申込時）及びプレゼンテーション審査の結果は、当該提案者に関する結果のみ通知する。また、プレゼンテーション審査の結果は、受託候補者名（2位以下の提案者名は伏字）、順位及び総点数を市ホームページで公表する。

9 その他

(1) 本プロポーザルに要する費用はすべて申請者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに関する提出書類は返却しない。

(3) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案（参加表明書を含む）を行った者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。

(4) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の国及び諸外国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている意匠、デザイン、設計、製作方法並びに管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、申請者が負うものとする。

(5) 提案概要について、必要に応じて公表する場合があるものとする。

(6) 企画提案書提出締め切り日以後の資料の追加及び変更は認めない。

(7) 本要項及びプロポーザルを通じて入手した恵那市及び実行委員会の情報等をプロポーザルの目的以外に使用してはならない。また第三者に漏らしてはならない。

(8) 提案者はプロポーザル参加申込書（様式1）の提出をもって、本要項記載内容を承諾したものとみなす。

(9) 本事業の申請に当たり生じた通信事故については、実行委員会はいかなる責任も負わない。

10 問合せ先

恵那市役所商工観光部商工課内

恵那市商品券事業実行委員会事務局 担当 大宮

恵那市長島町正家一丁目1番地1

電 話 0573-26-2111 (代表)

F A X 0573-25-2861

電子メールアドレス [kenji\\_oomiya@city.ena.lg.jp](mailto:kenji_oomiya@city.ena.lg.jp)